

# 議案第18号関係

(屋外広告物条例の改正について)

## 屋外広告物条例の改正について

### 1. 許可期間の延長

規則では以下のとおり広告物の種類に応じて、許可期間を延長する予定である。

種類	現行	新規(案)
簡易広告物		
はり紙	1月	1月
広告幕	1月	6月
ベニヤ板、金属板等に印刷等により広告を直接表示する立看板	4月	1年
その他の立看板	2月	6月
固定広告物	2年	3年
移動広告物	1年	1年
特殊装置広告物		
照明広告物	2年	3年
アドバルーン	1月	1月

### 2. スケジュール(案)

平成 16 年

11月17日 屋外広告物審議会

12月中 パブリックコメント

平成 17 年

2月 改正条例案(第二次)の議会提出

5月 登録制に関する説明会の開催

7月 登録制の受付開始

11月頃 屋外広告物講習会の開催

12月末 登録制の経過措置終了

平成 18 年

1月～ 登録制の全面実施

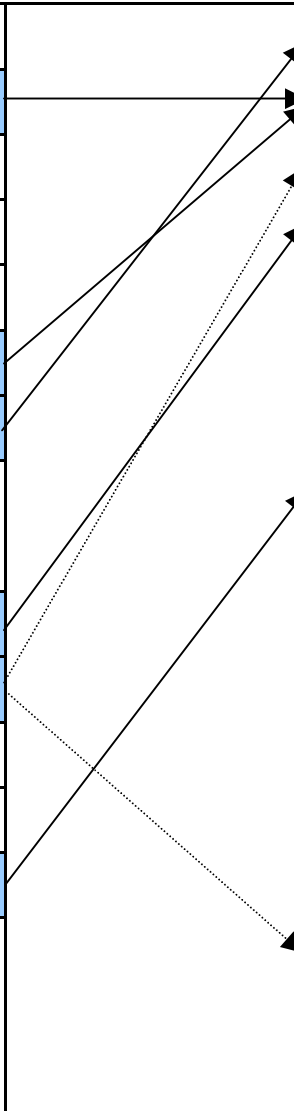
### 3. 罰則の追加・変更

(現行)

除却命令違反	50万以下の罰金
違反広告物の表示(禁止・許可地域、禁止物件)	30万以下の罰金
変更許可違反	30万以下の罰金
許可期間満了等による除却義務違反	30万以下の罰金
措置命令違反	30万以下の罰金
業の無届出・虚偽届出	30万以下の罰金
講習会修了者設置命令違反	10万以下の罰金
廃業、変更の無届出	10万以下の罰金
禁止広告物の表示等	5万以下の罰金
許可の証票の無表示	5万以下の罰金
立入検査の妨害等	5万以下の罰金

(改正案)

無登録営業、営業停止命令違反等	1年以下の懲役又は50万以下の罰金
措置命令違反	50万円以下の罰金
登録事項の変更無届出・虚偽届出	30万以下の罰金
業務主任者の無選任	30万以下の罰金
立入検査の妨害等	20万以下の罰金
立入検査の妨害等(登録関係)	20万以下の罰金
廃業の無届出	5万以下の過料
登録事項の標識の不掲示	5万以下の過料
営業帳簿の不備等	5万以下の過料



## 4. 参照条文

改正屋外広告物法（抄）

（屋外広告業の登録）

第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとして定めることができる。

第十条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 登録の有効期間に関する事項
- 二 登録の要件に関する事項
- 三 業務主任者の選任に関する事項
- 四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- 五 その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

- 一 前項第一号に規定する登録の有効期間は、五年であること。
- 二 前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとして定めること。
  - イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
  - ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しない者
  - ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
  - ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
  - ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの
  - ヘ 法人でその役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
  - ト 業務主任者を選任していない者
- 三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとして定めること。
  - イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
  - ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者
  - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者
- 四 前項第四号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するとき、その登録を取消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとして定めること。
  - イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第二号ロ又は二からトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

## 附 則

(屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の屋外広告物法(以下「旧屋外広告物法」という。)

第七条第一項の規定により命ぜられた措置については、第四条の規定による改正後の屋外広告物法(以下「新屋外広告物法」という。)第七条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第八条及び第九条の規定に基づく条例(以下この条において「旧条例」という。)を定めている都道府県(旧屋外広告物法第十三条の規定によりその事務を処理する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を含む。)が、新屋外広告物法第九条の規定に基づく条例(以下この条において「新条例」という。)を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第八条、第九条及び第十四条(第九条第二項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者(新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあっては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者)については、新条例の施行の日から六月以上で条例で定める期間(当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第九条第一項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第十条第二項第三号イの試験に合格した者とみなす。